

## 上水道施設管理における民間委託範囲の拡大について

高山市水道部上水道課

## 1. 現 状

上水道施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、取水施設から配水池までを指定管理者が、配水管路と給水装置を市が管理しています。

指定管理者制度による上水道施設の管理は、水道法に基づき管理範囲の運転・保守に関する責任を指定管理者が負う中で、民間のノウハウや技術力を活かした施設機能の適正な維持や管理コストの縮減が図られるとともに、市による経理状況の点検や評価の実施により、管理水準が一定レベル以上に保たれるなど、有効であると判断しています。

## 2. 委託範囲の拡大

指定管理者制度の更なる活用と、施設管理の効率化を推進するため、施設の運転・保守に加え、施設管理に関連する業務は、指定管理者が包括的に実施する体制とします。

## 3. 実施手法（別紙1参照）

- ①指定管理者制度による指定管理者の管理範囲は、法的に可能な配水管までとします。
- ②水質調査、突発対応など、施設管理に関連する全ての業務を指定管理業務に含めます。
- ③給水装置の管理は、指定管理者に随意契約により一般業務委託します。

## 4. 実施時期

平成31年度から実施

## 5. 民間委託範囲の拡大のポイント

- ・民間事業者の技術力やノウハウによって、より効率的に安全・安心な水づくりが行われます。なお、水づくりに関する業務全てを委託しても、常時給水義務など使用者の皆様に対する役割や責任は、これまでどおり市（水道事業者）が担うこととなります。

- ・ 高山市水道事業の経営主体は引き続き市となるため、施設管理水準の確認や水道料金の設定などは市が行います。民間事業者への業務委託を拡大することによる水道料金への影響はありません。
- ・ 突発事故には更に迅速、的確な対応が図られます。